

開会の日 令和5年9月19日(火)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7名)

委員長	前 川 文 博
副委員長	谷 口 敬 信
委員	葛 谷 寛 徳
委員	高 原 邦 子
委員	徳 島 純 次
委員	住 田 清 美
委員	澤 史 朗

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
市民福祉部長	藤 井 弘 史
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
市民保健課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
子育て応援課長	今 村 安 志
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水 浩 美
消防長	堀 田 丈 二 郎
消防本部予防課長	竹 原 勝 浩
消防本部予防課主査	間 所 篤 司

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	島 中 みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第80号

飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

議案第81号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

・ 委員派遣報告書について

・ 要望事項のとりまとめについて

目次

◆開会	4
●委員長（前川文博）	4
◆1. 付託案件審査	
議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について	4
●委員長（前川文博）	4
●委員長（前川文博）	4
□市民福祉部長（藤井弘史）	4
●委員長（前川文博）	5
○委員（高原邦子）	5
△市長（都竹淳也）	5
○委員（高原邦子）	6
△市長（都竹淳也）	6
○委員（住田清美）	6
□子育て応援課長（今村安志）	6
●委員長（前川文博）	6
●委員長（前川文博）	6
●委員長（前川文博）	7
●委員長（前川文博）	7
◆休憩	7
●委員長（前川文博）	7
◆再開	7
●委員長（前川文博）	7
◆議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について	7
●委員長（前川文博）	7
□消防長（堀田丈二郎）	7
●委員長（前川文博）	7
○委員（徳島純次）	8
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	8
○委員（徳島純次）	8
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	8
○委員（高原邦子）	8
□消防本部予防課主査（間所篤司）	8
●委員長（前川文博）	8
○委員（高原邦子）	8
□消防長（堀田丈二郎）	9

○委員（高原邦子）	9
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	9
●委員長（前川文博）	10
●委員長（前川文博）	10
◆休憩	10
●委員長（前川文博）	10
◆再開	10
●委員長（前川文博）	10
◆3. 委員派遣報告について	10
●委員長（前川文博）	10
○委員（澤史朗）	10
●委員長（前川文博）	12
○委員（高原邦子）	12
●委員長（前川文博）	13
●委員長（前川文博）	13
◆休憩	13
●委員長（前川文博）	13
◆再開	13
●委員長（前川文博）	13
●委員長（前川文博）	13
●委員長（前川文博）	14
□議会事務局長（岡田浩和）	14
●委員長（前川文博）	14
◆4. 要望事項のとりまとめについて	14
●委員長（前川文博）	14
◆休憩	14
●委員長（前川文博）	14
◆再開	14
●委員長（前川文博）	14
●委員長（前川文博）	14
●委員長（前川文博）	15
●委員長（前川文博）	15
●委員長（前川文博）	15
◆閉会	15
●委員長（前川文博）	15

(開会 午後10時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

皆さんおはようございます。ただいまより第9回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件はお手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前をつけてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

それでは付託案件の審査を行います。議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

藤井市民福祉部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第80号についてご説明申し上げます。22ページの要旨をご覧ください。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による、子ども・子育て支援法及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。改正の内容といたしまして、まず1点目でございますが、条例で引用する法令条項番号の改正でございます。支援法が改正されまして条項ずれが生じたので、条例中同条を引用する箇所を改めるものです。改める条例につきましては、飛騨市子ども・子育て会議条例と飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の2条例でございます。2点目につきましては、基準改正に合わせた文言の改正でございます。具体的に申し上げますと、こども家庭庁への事務の移管によりまして、所管省が厚生労働省から内閣府に移管され、所管大臣が厚生労働大臣から内閣総

理大臣に改正されたためです。改める条例につきましては、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例と、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の2条例でございます。

市民への影響につきましては特にございません。

施行日が公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

今回、今まで厚生労働省管轄だったものが内閣府、総理大臣直属の外局ということで、このこども家庭庁が発足したわけですが、それによって文言を合わせる改正なのでそのことはいいのですが、要は、どうして直属の内閣府に統一されたかということ、今まで文部科学省もあったり、農林水産省もあったり、そして厚生労働省もいろいろあったと思うんですね。それで、ここは今市民福祉部ですけど、このこども家庭庁によって、このように内閣総理大臣がトップということになって、飛騨市として何か変わっていくことというのはあるのでしょうか。その辺はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

こども家庭庁の設置によって、子供関係の施策が全てこども家庭庁に集約するという形になって、内閣に設置されているものですから、それで内閣総理大臣ということになるのですが、何か極端に変わってくるということはないのですが、子供関係の施策を一元化するという一方で、その連携を図るという意味では期待をしております。ただ、まだこの話はよく市長会なんかでも出るのですが、文部科学省の教育の部分は一元化されていないわけなので、教育と福祉施策、これは子供の施策、それから障害の施策も併せてですが、ここの統合がやはりまだ距離があるということによく指摘されます。実際にこども家庭庁は既に今年4月から発足しているのですが、それを感じることはよくあります。やはり今後、国において教育との連携をしっかりと図っていただくということが、こども家庭庁が成功してくるかどうかということの1つのテーマになるかなと思われまます。

それからもう1つ、これは私も審議会の部会の委員で関わっているのですが、「こども大綱」という計画が進んでいて、ここで具体の施策の方向性を示すということになっていて、年末ぐらいまでにこども大綱が出てくるのですが、それに基づいて来年度の予算で異次元の少子化対策に加えて子供関連の施策が出てくるので、具体的にこども家庭庁の政策によって地方自治体、飛騨市にどういう影響が出てくるかということについては、こども大綱に基づく政策を見るとまた少し違った見方ができるのかなというふうに思っています。その意味では、まだ政策そのものが出てきているという状態になってないので、これからかなというふうに思います。

ついでながら申し上げますと、逆の懸念もありまして、子供の関係だけがすぼんと抜かれたことによって例えば障害の施策、これは子供から成人期に対して切れ目なくいかなければいけないのですが、既に厚生労働省の中で一元化されてきたときよりは、大人と子供の間少しギャップが出てきているのかなという印象がありますので、この辺りは自治体の施策に影響が出ないように、

しっかり国に物を言っていかなければいけないというふうに思っております。

○委員（高原邦子）

それで、やはり飛騨市のように小さなところでは、今、文部科学省とのことを言われましたけれども、しっかりと話し合いというか、縦割りで今まできた弊害を乗り越えてこども家庭庁という内閣府の外局にしたと思うんですね。それは飛騨市にも言えることではないかなと思うんですね。その辺をどのようにまとめていくというか、まだ大綱が出てないからというのではなくて、大綱以前に、やっぱり小さな自治体の場合、取り組んでいくべきではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

その点で申し上げますと、先般、内閣府の政務官、自見英子先生がいらっしゃったときにいろいろ議論もしたのですが、むしろ自治体のほうがその垣根なくいっているよということは申し上げましたし、先生ご自身も飛騨市の取り組みを見てそこは非常に高く評価をしていただきました。自見政務官がいらっしゃったときに、こども家庭庁と厚生労働省と文部科学省の課長たちがずらりといらっしゃって、皆さん方と食事なんかもしながら話す機会もあったのでいろいろ話していると、やはり同じ子供の分野なんですけど、省庁の壁ってあるなというのを感じまして、だけど特に飛騨市の場合は教育委員会との関係が非常に近いといいますかほぼ一体なので、垣根がほとんどないですから、むしろこども家庭庁にこういった小さい自治体の垣根のない様子を学んでいただくということも大事だし、逆に我々がそういった経験をいろいろなときに伝えていくということも大事なかなということで、国の体制にあまり左右されず、引き続き市としては一体性を持った政策を進めていきたいと思っております。

○委員（住田清美）

今ほどの高原委員にちょっと関連しているのですが、いろいろお話をされた中で、まだその一体化ができていないという中ではありますけれど、今回の条例改正の中でも所管が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わったということで、書類が今度は全部内閣総理大臣から来る、そっちに提出するということになると思うのですが、事務方としてはこの部分はスムーズに移行されていますか。何か煩雑になったなというような実感はありませんか。

□子育て応援課長（今村安志）

こども家庭庁になったというようなところで、今のところは特段大きな影響は感じておりません。スムーズに移行できておるのかなというふうに事務方としては思っているところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時11分 再開 午前10時13分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第81号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第81号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容は要旨にて説明させていただきます。10ページをご覧ください。提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正です。

改正の内容は2点ございまして、1つ目は、蓄電池設備の現行の規制は、主に鉛蓄電池を想定した基準であります。材料、構造の多様化が進み、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるため、蓄電池設備の種別や安全性に関する所要の改正を行うものです。もう1点は、固体燃料を使用する厨房設備の設置について、周囲との離隔距離の規定を追加するものです。

市民への影響につきましては、対象火気設備の設置等に係る規制を実態に即した規制緩和であり、負担が軽減されるものです。

施行日は令和6年1月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

市民への影響はほとんどないと思われるのですが、今対象になる設備というのは、市のほうではあるのか。市全体ではどれぐらいあるか、もし把握されているなら教えてください。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

現在のご質問ですが、市関係及びどちらのほうでそういう設備を設置されているかという質問だと思いますが、回答させていただきます。今のところこちらで把握している施設ですが、市役所のほうは上がってこなかったのですが、河合振興事務所、公民館、あと飛騨古川まつり会館、神岡振興事務所にも設置されております。あとそのほかになりますと、NTTの携帯電話の基地局等々に蓄電池が整備されております。付け加えて回答させていただきますと、有事の際、停電になった際の予備電池、蓄電池ですから通信機器が遮断されると困るような業者等が設置されております。もう1つ、関西電力発電所のほうにも設置されております。

○委員（徳島純次）

固体燃料を使用した厨房設備で、距離の間隔がこの規定になったことによって対象になる設備は飛騨市内にはないと思っていいますか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

今の条例改正で炭火焼き器の設置の基準が明確化されて、過去にさかのぼると明確な離隔距離、まず安全な距離等をうたっている、これに合致した条例がなかったものですから今回初めて明記された次第です。炭火焼き器を対象にした立入検査は実施しておりませんが、食堂関係の店舗へ立ち入りへ行ったときには厨房設備を見せてもらい、ほとんどの施設は耐火ブロック等が設置されておまして安全なのですが、その設備の周りにお札とかカレンダーとかがありまして、それがぶわぶわしたり、ちょっと危ないなというところは指導してもらいましたが、炭火焼き器を把握している件数は、現在明確な数字はありません。

○委員（高原邦子）

消防長、改正の趣旨は言われたのですが、改正の内容を説明されなかったのです。私これを一生懸命読んだのですが、やっぱり専門的なことがあって分からなかったのですが、特に思ったのが、改正内容の③のところに「屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収めたものとすればよいこととする。」と書いてあるのですが、この筐体というものは何て言うのかな、水道で言えば水道を量るところの弁箱みたいなものかなと思ったりするのですが、この筐体というのはどんな素材でできていてもいいのか、その辺ちょっと分かりにくいので、どのように把握されているのかお伺いいたします。

□消防本部予防課主査（間所篤司）

筐体というものを不燃材料で囲う、金属とかで作った箱と認識しております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

火災が結構、今の時期も起きていたり、一般の家庭も起きているのですが、書いてあるとおりいろいろな時代に沿ってということなのですが、こういった規制を緩やかにすること

は消防法とかそういうのにおいてこれからも出てくるのでしょうか。今までにあまりなかったような気がするのですが、それほど緩やかになる背景というのはどういったものがあるのでしょうか。

□消防長（堀田丈二郎）

ただいまのご質問ですが、緩やかになるといいますか実態に即したものに変わっていくというものです。例えば蓄電池ですと、従来ですと鉛蓄電池が主体、鉛があってそこに強酸性の溶液に浸したものが、俗にバッテリーというもので蓄電されていたのですが、いろいろ材料や構造の多様化が進んで、例えば携帯電話で使うリチウムイオンとか、ああいった類のものですと従来であった例えば床が耐酸性の構造であるという必要がなくなったり、リチウムイオンは今までは極めて少ない容量だったのですが、今は鉛蓄電池と同等の容量を蓄電できるような大きなものも出てきておりますので、そういうものに合わせて基準を緩和といいますか、実態に即したものに変わっていくのが今回の改正になります。

○委員（高原邦子）

市民の影響のところを文言として「対象火気設備の設置等に係る規制を緩和するものであり、条例施行後に該当設備を設置しようとする者の負担が軽減される。」と書いてあるものですから、緩和ということは今までは厳しかったということだということで質問したのですが、こういったことは建築とかに携わっている方々はよく御存じなことなのではないでしょうか。そちらの方々に変わりましたよということはどういうように周知というか、お知らせしているのか。実態に合ったものを作っていただくことが基本かもしれませんが、その辺はどうなっていますかね。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

高原委員が把握されているとおり、従来は極端な話、炭火焼き器の設置ですと2メートルから3メートルの安全距離を取らないといけないということで、そんなものを厨房設備に設置するなんていうことはナンセンスといいますか、そういうものが前例であって、今の合致する基準がそのほかのものというところで、そのほかのものが3メートルから2メートルの離隔距離を取りなさいというものだったのですが、それが今緩和されて1メートル弱のものになりまして、ほかの業界の方ということになりますと、条例の離隔距離プラス炭火焼き器を生産しているところの仕様書にうたってありますので、それに則して距離が取れていればオッケーということで、こちらのほうも説明をされていますのでメーカーにも周知が行っているのではないかなという思いであります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべき

ものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま可決しました2案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件の審査を終了いたします。

◆休憩

●委員長 (前川文博)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時26分 再開 午前10時26分)

◆再開

●委員長 (前川文博)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆3. 委員派遣報告について

●委員長 (前川文博)

3、委員派遣報告についてを議題といたします。派遣をお願いしておりました徳島委員または澤委員から報告をお願いしたいと思います。

○委員 (澤史朗)

私のほうで説明をさせていただきますが、あとで補足を徳島委員にお願いしたいと思います。総合政策審議会、令和5年7月3日の午後に行われました。

会議の概要といたしまして、主要施策の成果ということで、令和4年度の主要施策の成果の主な11項目について報告がされました。あと、飛騨市の財政状況だとか市民の皆さんとの関わりやご意見の集約について説明をされ、その中でも原油価格の高騰、物価高騰の緊急対策の概要について、現在の状況として今後の考え方等を説明されました。あと、来年度の政策方針についてですけれども、どちらかと言うと具体的な話はなくて、6月補正予算の概要ですとか、今年度の政策方針に基づいた持続可能な飛騨市づくりの説明がされました。今後のスケジュールは以下のとおりです。

その中で、総務常任委員会が所管する事業に対する市民の意見及び市の考え方ということピックアップさせていただきました。

順番にいきます。まず、古川西小学校のトイレの早期改修を。市として今後検討すると。いわゆる古川西小学校の裏手にサッカーグラウンドがあったり、そして今新しく公園が整備されたりということで、そこにトイレがあるんですけども、あと古川西小学校の外のトイレなんですね。いわゆる休日に一般の方が使ったりするところがまだ古いままであるので使いにくいということでその改修を。利用が増えてきたということもあろうかと思えますけれども、古川西小学校のグラウンドを使ったり、あとは体育館を使ったりということもありますけれども、そういったところでトイレが古いままなのでという希望がございました。

そして2つ目、学校でのLGBTやジェンダーフリーがかなり進んでいると。小中学校の出席簿はいまだに男子が先で女子が後となっているので、男女混合にならないかと。いわゆるあいいうえお順とかそういうふうで。市のほうの回答としては、男女混合名簿は中学校は秋までに実施するように申し入れていると。ダイバーシティを今年度行って、LGBTも含まれると。

3つ目、ランドセルや通学かばんが重く、つまずいて転ぶこともあり危険であると。デジタル教科書の導入はどうなっているのか。市の回答は子供の意見を聞いて対処すると。デジタル教科書文部科学省が検討中であるということで、まだそこまでは至っていないと。小学校のランドセル、いっぱいものを入れてくるので、低学年の子なんかはちょっとつまずいたりすると転ぶからかわいそうや、どうにかならんのかということからデジタル教科書ということ。中学校についても通学かばんとか、デイバッグみたいな大きなものを背負っていますけど、今は置き勉も認められているようで、全部を持ち帰るといったことは無いようです。

その次、地域クラブ活動への移行は親として不安なところが多く丁寧な説明がほしいということで、市のほうの回答は、今後保護者に丁寧に説明していく。

次、避難所運営協力防災士の制度を作り防災士の意識も変わってきたことはいいことであると。

次ページへ行きます。デイサービス利用者の送迎に課題があり、職員の自家用車や路線バスを利用するなど基準緩和できないものか。やはりどこでも人手不足でデイサービスの送迎というと、時間帯が決まっているので朝の8時から9時くらいの間、そして夕方4時から5時くらいの間ということで、利用者が多いとどうしても時間がかかってしまうということで、そこに職員の車を利用しての送迎ができないかというようなご相談がありました。全ての施設ではありません。

次、支え合いヘルパーと介護ヘルパーの取り合い起こっていると。いわゆるここも人手不足の問題です。

山之村診療所の改築時に身障者も利用できる風呂の設置を希望すると。今、山之村診療所の改築が計画されておるようですけども、そのときにこれも希望するという話がございました。

そして次、人口の割に区の数が多いが今後どのように維持していくのかと。いわゆる人口減少でも区の数には変わっていないと。一部の町では統合してというところもありますけども、これをどう維持していくのかという疑問がございました。

次、市のLINE登録者を積極的に増やすべきではないか。中高生にも登録者を増やし、若い頃から行政と接点を持つことが大切ではないか。市の回答は、誰でも登録できる。ですから中高生でも登録できますよというお話で、区のLINEを行うことも考えられると。

次、医療現場における物価高騰対策は大変ありがたいと。

次、介護予防や介護維持のデイサービスが必要と考えるが、職員の高齢化問題でうまくいかない。これも人手不足の問題です。

次、地震等で道路の遮断により学校にお迎えに行けない場合の対応はということで、市の回答は、引き渡し訓練に関して、支援の在り方、保護者との連絡の在り方、地域支援の在り方について検討すると。現在、一部は行っているようです。

次、神岡中学校と地域連携としてミズベリングイベントの協議を行い、すばらしい意見をいただいた。市の回答は、今後も続けていきたいということです。

その中で我々が取り上げた、今後、総務常任委員会が注視し監視・評価をすべき事項。

まず1つ目、多様性社会の中で学校現場は非常に重要な位置を占めており、出席簿の1つをとっても変えられるものを早急に対応し、機能を重視した校則の変更など児童生徒や現場の声をしっかり聞いて対応すべきであるが、客観的に具体を提案することも必要であるかもしれない。

2つ目、中学校の地域クラブ活動への移行はスポーツ庁や文化庁が示している方針と、この地域に沿った方法が全く同じと限らず、保護者に対しての丁寧な説明が必要である。急な変化にはどうしてもついていけない者が多く現れる可能性があり、保護者だけでなく市民全体が理解し協力できるような方策が必要であると思われる。

3つ目、介護現場の人材の問題は根深く、単なる不足だけではなく、措置費基準に定められている要件の緩和やそれぞれの現場に合った適用ができないのか検討を細部にわたってする必要があるものと考えられる。所轄官庁が違うような場合は、市のみならず議会でもしっかりと要望をし、現場の改善が進むことを望む。賃金の改善が十分になされていないこともその原因の1つであるかもしれない。

そしてもう1つ、行政区の統廃合は人口減少が進んでいる地区で必ず課題となっている。地域からの声を待つばかりでなく、市として10年後を安心して暮らせる体制づくりをしっかりと方針を示す時期に来ているのかもしれない。これは郊外ばかりでなく市街地でも既に起こっており、先延ばしできない課題だと考える。

以上です。徳島委員のほうで補足があればお願いします。（徳島委員「ありません」と呼ぶ）

●委員長（前川文博）

ありがとうございました。総合政策審議会の内容の報告がありましたが、委員のほうから、これを取り上げたほうがいいのかご意見がありましたらお願いいたします。

○委員（高原邦子）

私は中学校の地域クラブ活動への移行、これが結構保護者の方々が、特に生徒数少ないし、神岡町の場合、古川町へ行って一緒にやるスポーツとか、そういったときの送り迎えとかいろいろなところで不安の声がこの夏も聞こえてきました。

どうも話を聞いていると、まだそこに移行していないわけなので話がしっかり保護者たちに伝わっていない。不安ばかりがなっているわけで、教育委員会事務局にもちょっと聞いてはみたのですが、学校ではなくなったら部活みたいなものは生涯学習のほうに担当が移行するのかな。そうすると市も関わってくることになるので、ここはしっかりと保護者だけではなく市民全体に、本当にもう2年、3年もないのかな。喫緊のしっかり説明していかなければならないものだと思います。

うんです。

子供たちが野球とか陸上とか、いろいろなスポーツにつく夢、それぞれの子がしたいものがない。そういったことが本当にいいのか、希望とかそういうのを摘み取るようなことをしているのかということまで私言われたので、そのとおりだなというふうに思うところがあるので、ここはぜひしっかりと議会も見て、そして父兄とか皆さんが納得できるような情報発信、説明、そういったものは注視していかなければいけないなと私は感じております。

●委員長（前川文博）

ほかの部分は何によろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

今、高原委員から地域クラブ活動のご意見が出ましたが、この点については委員会のほうで、たしか前に1回地域クラブ活動の話を聞いて、今年の夏ぐらいから説明をしていくのでまだ何もしてないという話を聞いたので、今聞いても1回説明したというぐらいの程度だと思うので、一応この状況を委員会の中で受け止めて頭に入れておくというぐらいでいいですか。今聞いてみるとか、その辺までしたほうがいいですか。どうでしょうか。

◆休憩

●委員長（前川文博）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時41分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

地域クラブ活動ですけれども、令和8年、今の小学校6年生が中学3年生になったときからスタートするものですので、まだ市のほうも会議をしたり準備段階だと思います。5月の所管事務調査でのスケジュールもありますので、そういう流れだと思います。かといって、やっぱり地域でいろいろな話が出ていると、私たちの説明とかある程度の情報が必要だと思いますので、視察に行ったスケートボードの話とかで所管事務をかけて教育委員会に話を聞く機会を作る予定ですので、そのときに今の進捗状況なり状況を話せばこの件を聞いてみたいと思いますが、このような流れでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

そのように進めさせていただくことで決定いたしました。それではこちらの委員派遣の報告についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で委員派遣の報告を終わります。今後の施策の動きに注視していただきたいと思います。派遣委員のお二人につきましてはありがとうございました。

□議会事務局長（岡田浩和）

お詫びなのですが、事務局のほうでちょっと抜かっておりまして、8月30日に公共交通会議があったのですが、私のほうで案内するのを抜かっておりまして申し訳ありません。次回があると思いますので、そこでスケジュールが合えば派遣をお願いできればと思いますので、本当に申し訳ございませんでした。

●委員長（前川文博）

そういうことで、公共交通につきましては、また次回あればということでもよろしく願いいたします。

◆4. 要望事項のとりまとめについて

●委員長（前川文博）

それでは次に4、要望事項のとりまとめについて入らせていただきます。

前回の委員会でLEDの交換とスクールバスの修繕更新について要望をしていけばという話が出ておりましたので、今事務局のほうでたたき台を作成してもらいました。文言について確認をお願いしたいと思います。そのほかに要望事項があればご意見をいただきたいと思いますが皆さん資料はありますか。04、総務常任委員会要望事項の取りまとめ（案）というのですが、内容を見ていただいてご意見いただければと思います。

◆休憩

●委員長（前川文博）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時58分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今見ていただきました要望事項の案ですけども、LEDとスクールバスの件ですが、中身についてはこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議がないようですので、これで進めさせていただきます。

あと追加でということがあれば今伺いますが、こちらのほうはどうか。特にないですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ではこの2点ということで、今年の総務常任委員会からの要望ということでまとめてあげさせていただきます。

その他になりますが、ほかに皆さんのほうから何かありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

また10月に入りましたら所管事務調査の日程調整をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。日程については半ば以降のほうがいいですね。10月2日に地域クラブ活動の説明会があれば、ちょっと空けてからかなと思うのですが。その辺は相手方の都合もありますので、また話をして、10月から11月ぐらいの間にはなるので、そこでまとめていくという流れになるとと思います。この日、都合が悪いということがあればあらかじめ議会事務局のほうに伝えておいてください。その予定を聞きながら組んでいきますので、都合の悪い日は伝えておいてください。よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかにいいですか。

（「なし」との声あり）

◆閉会

●委員長（前川文博）

ほかにないようですので、以上をもちまして第9回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時02分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 前川 文博